

平成 22 年 6 月 21 日

学校の第三者評価のガイドラインの
策定等に関する調査研究協力者会議
座長 天笠 茂 様

全国連合小学校長会長 向山 行雄

学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕(案)に関する意見

貴調査研究協力者会議におきましては、学校の第三者評価のガイドライン策定等について精力的に検討されていることに対し、深く敬意を表します。全国連合小学校長会としても、各学校自らがその改善に取り組むために、学校評価の重要性を認識しているところであります。学校の現状を踏まえ、より実効性のある「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕(案)」となりますように、下記のとおり意見を表明いたします。

記

- 1 第三者評価の位置づけについて、より明確にしていきたい。
ガイドライン案では、第三者評価は、「学校とその設置者」が実施者であるとされています。第三者評価を実施するにあたって、学校とその設置者とがどのように役割分担を行いながら、評価を進めていくのか、学校とその設置者の役割をより一層明確にガイドラインに示していきたい。
- 2 第三者評価の実施体制について、概ね理解できる。
 - (1) これまでのガイドラインでは「学校と直接関係を有しない専門家等」による評価を第三者評価としてきた。今回、外部の専門家による評価チームだけでなく、「学校関係者評価の評価者の中に、外部の専門家を加え学校関係者評価と第三者評価の性格を併せ持つ評価を行う」ことも実施体制の一つとしたことは、第三者評価の実施校を拡大させる上から有効であると評価できる。
 - (2) 実施体制として、評価チームに主たる責任者をおくことを明示し、評価結果の取りまとめも評価チームにおいて行うこととしたことは、評価における学校の負担について配慮がなされていると理解できた。
 - (3) 複数の学校が協力して互いの学校を評価することは意義がある。しかし、学校選択制度の中で、近隣の学校同士がより多くの児童数を確保するために競っている現実の中では、近隣の学校の教職員を第三者評価の評価者とするのは、実施しがたいと推察される。

3 第三者評価の評価者の構成について偏りのないよう配慮していただきたい。

第三者評価の評価者を構成するにあたって、評価者としてふさわしい者の具体例を挙げていることは、適切であると考えます。しかし、委員会等の設置に当たっては、必ず公募委員を含めることを条例等で定めている自治体もあり、そうした自治体においても、評価者の専門性が担保されるよう配慮したガイドラインとしていただきたい。

4 評価における学校の負担軽減について、一層留意していただきたい。

- (1) 第三者評価は「実施者が必要であると判断した場合行う」と明示したこと、「実施義務や実施の努力義務が課せられていない」ことを明らかにしたことは、理解できる。
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保することが大きな課題である中、「過度に学校の事務負担が増えないように配慮する」、「資料作成を最小限にとどめる」など学校評価について学校の負担を軽減する配慮がなされていることは、適切である。

5 第三者評価の在り方について、保護者等への理解を図る十分な説明をしていただきたい。